

避難対象地域(約30km圏内)に 原子力災害対策本部(役場・市役所)が多数存在 事故時に災害対策本部が機能不全に陥れば 住民の安全を守ることはできない 避難計画・防災計画の実効性を厳しく問い、原発の運転を止めよう

今年(2021年)3月18日に水戸地裁は、避難計画に実効性がなくかつ防災体制も整っていないとして、東海第二原発の運転を差し止める画期的な判決を出した。これを受け、各地の裁判や市民の運動でも避難計画の実効性を問う活動が進んでいる。

12月9日に大津地裁で開かれた福井原発訴訟(滋賀)の第31回法廷では、滋賀県の避難計画の実効性を厳しく問う準備書面(84)、「調査報告書」が出された(4頁)。高島市の災害対策本部である市役所は、滋賀県版UPZ内にある。事故時には市役所が住民避難等々の防災業務を行うが、「高島市の災害対策本部が機能不全に陥り、避難計画で予定していた避難ができず、住民が被ばくするおそれがあり、人格権を侵害される具体的危険がある」と準備書面で指摘されている。

◆多くの災害対策本部がUPZ内にある

高島市と同様の問題は、各地の原発の災害対策本部にも共通する。例えば次頁の図のように、美浜原発のUPZ内には、災害対策本部となる多くの役場・市役所が存在する。若狭の原発でみると、下記の役場・市役所がUPZ内にある。

UPZ内に災害対策本部がある市町(関電の原発の場合)

美浜原発事故時	(福井県) 美浜町、若狭町、敦賀市、南越前町、越前市/(滋賀県) 高島市 ^{※1}
大飯原発事故時	(福井県) おおい町、高浜町、小浜市、若狭町、美浜町/(滋賀県) 高島市 ^{※2}
高浜原発事故時	(福井県) 高浜町、おおい町、小浜市/(京都府) 伊根町、宮津市、舞鶴市

※1) 滋賀県版UPZ ※2) 大飯・美浜原発同時発災の場合の滋賀県版UPZ

◆災害対策本部が機能不全に陥る危険

市町の災害対策本部は、事故時には国などの関係機関も集まるオフサイトセンターや県の災害対策本部の指示によって、多くの防災業務を担う(次頁囲みは美浜町の防災業務の概略)。

目次

▼災害対策本部が機能不全に陥れば、住民を守ることはできない・p1 ▼紹介：滋賀県の避難計画に関する調査報告書・p4 ▼投稿：茨城県が避難所拡充について協議開始・p5 ▼余呉町で戸別訪問・p6 ▼長浜市防災訓練の監視行動・p8 ▼福島海洋放出反対の力を六ヶ所に向けよう・p10 ▼電気ケーブルの経年劣化・p12 ▼バックフィット・停止義務付け裁判の報告・p15 ▼投稿：知った人から伝える運動・p16



「美浜地域の緊急時対応」(内閣府)56頁より

立地の美浜町・おおい町・高浜町の役場は、一部あるいは全体を陽圧化工事で防護対策を実施しているが、作動させるための重油は5日分程しかない。業務で職員は頻りに屋内外を出入りするため、防護機能が低下する可能性がある。立地以外のUPZ役場・市役所に防護対策はない。

放射線量が高まる

中で防災業務を行うことになるが、職員の被ばくは避けられず、災害対策本部が機能不全となれば、住民の避難も困難となる。

「美浜町原子力災害対策本部等運営要綱」^{※3}では、役場の課ごとに、防災業務が決められている。活動の要点として「(1)避難地区の指定、誘導責任者の派遣 (2)地区住民への広報活動(避難場所への指示等) (3)避難場所への責任者の派遣 (4)生活必需物資の確保・支給 (5)汚染飲食物の摂取制限 (6)農林水産物の採取出荷の制限 (7)本部長の指示事項」があげられている。別表1で具体的な業務が示されているが「避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示(緊急)の発令、警戒区域の設定及び開設する避難所の指定に関すること」(当然に、安定ヨウ素剤の緊急配布、スクリーニング・除染業務等も入ってくる。引用者注)

※3：<https://www.town.fukui-mihama.lg.jp/uploaded/attachment/3490.pdf> 別表第1は89～92頁

◆役場・市役所の避難先は決まっていない

住民が避難した後に、役場・市役所を移転することが各市町の防災計画で定められている。防災計画では、「あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知するものとする^{※4}」となっている。しかし、美浜町・おおい町・高浜町は住民の質問に「退避先は決まっていない」と答えている。UPZの若狭町・小浜市・南越前町も同様の答えで何も検討されていない。

※4) 第6 行政機関の業務継続に係る措置

(1) 町は、庁舎の所在地が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知するものとする。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先した上で退避を実施するものとする。

(2) 町は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。

「美浜町地域防災計画(原子力災害対策計画)」2019(H31)年3月 美浜町防災会議

◆各地の災害対策本部について調査し、自治体申入れ等を進めよう

UPZ内の災害対策本部の問題は、避難対象地域であり避難が必要だが、素早く避難できないという矛盾を抱えている。同時に、事故で災害対策本部が機能不全に陥れば、住民避難が困難になるという致命的な欠陥であり、防災計画の限界を示している。福島原発事故を経験しながら、役場の移転先さえ決まっておらず、自治体や国ではほとんど議論も行われていない。問題の解決のためには、原発を廃炉にするしかない。

全国各地のUPZ内の災害対策本部について調査や聞き取りを進めよう。伊方町役場は原発から5km圏内(PAZ)にある。玄海町役場も玄海原発から5km程しか離れていない。島根原発では、松江市災害対策本部のみならず島根県災害対策本部もUPZ内にある。鳥取県の境港災害対策本部も同様だ。市民や議員に防災計画・避難計画に実効性がないことを広く知らせていこう。自治体申入れや政府交渉等で、原発の再稼働を止める力としていこう。

◆避難計画の実効性を確認するための避難訓練は形骸化・陳腐化

車両の簡易除染「水なし、拭き取り」：避難する住民と避難先の安全は確保できない

避難計画には多くの問題があるが、国や自治体は「訓練を通じて、問題点を明らかにし改善していきたい」と繰り返している。しかし、その訓練の実態は、あまりにも小規模で簡易だ。10月30日の福井県主催の訓練、11月20日の滋賀県と長浜市主催の訓練もまたそうだった(8頁)。

一例をあげれば、車両の除染では「水なし、拭き取り」の簡易除染が慣例化している。これは規制庁のマニュアルが「簡易除染」を最優先に指示しているためだ(原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル16頁)。しかし簡易除染では、車両で最も汚染されていると思われる車体の屋根などは検査からも除染からも省かれている。住民は簡易除染後の車両に乗って避難所(美浜町民の場合、おおい町の学校等)に移動するが、避難する住民は被ばくし、車両が直接入ってくる学校の校庭がホットスポットになることは十分予想される。しかし、これらについては何の検証もない。規制庁のマニュアルでは、「設備が整っている場合は、流水を利用しても構いません」と付け足しのように書いているが、「洗車用ブラシやウエスを使って、洗い流します」というだけで、以前のような放水による除染の指示はない。簡易除染の理由として「迅速な住民の避難等のため」としているが、そうであれば、まずは安定ヨウ素剤の事前配布を少なくともUPZ全域で実施することを国として決めるべきではないのか。

◆避難計画・防災計画の実効性を問い、各地の運動と交流し、連携を深めよう

避難計画を案ずる関西連絡会は、10月24日以降、美浜原発の避難対象地域となった長浜市で戸別訪問・チラシ配布を進めている。チラシでは、美浜原発の危険性と避難計画の問題点を紹介している。6回の訪問で約3,000戸、避難対象地域の約1/3を訪問した。長浜市が避難所を公開していないため、ほとんどの住民が避難先を知らない。長浜市最北部で最も原発に近い余呉町は、冬は雪に閉ざされる。また、高齢者の多い限界集落に近い地区もあり、避難は困難となる。戸別訪問で対話を続ける中から、「自治会で話してみる」等、少しずつ波紋も広がっている(6頁)。

12月20日には「原発の避難計画の実効性を問う院内集会&政府交渉」がもたれる。九州・福井・関西・千葉・茨城・女川・新潟・首都圏等から直接参加とwebで集まる。各地の運動と交流し、連携を深めていこう。